

経済要録

国内

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、10月12日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、10月15日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。

平成13年10月12日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。

◆政府税制調査会、「連結納税制度の基本的考え方」を公表

政府税制調査会（首相の諮問機関）は、10月16日、総会において、グループ企業の損益を合算して課税する連結納税制度についての考え方を決定し、同日公表した。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、10月29日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、9月18日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを11月1日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。

平成13年10月29日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決

定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を公表

日本銀行は、10月29日、政策委員会・金融政策決定会合において、当初、10月30日に公表を予定していた「経済・物価の将来展望とリスク評価」の公表日時を繰り上げることを決定し、同日、同資料を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）および『日本銀行調査月報』2001年11月号参照）。

◆財務省、「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出

財務省は、10月30日、「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出した。その概要は以下のとおり。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

国民が安心して参加できる透明性・公平性の高い証券市場の構築に資する観点から、株式譲渡益課税について、申告分離課税の見直しを行うとともに、緊急かつ異例の措置として、『緊急投資優遇措置』を講ずることとし、次のとおり改正を行う。

I. 申告分離課税の見直し（平成15年実施）

1. 申告分離課税への一本化

源泉分離選択課税は、平成14年12月31日をもって廃止する。

2. 上場株式等に係る申告分離課税の税率の引下げ

平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡した場合の税率を、現行の20%（個人住民税含め26%）から15%（個人住民税含め20%）に引き下げる。

3. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設

平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を認める。

※ 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等に係る取得費の特例の創設

平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡をした上場株式等で平成13年9月30日以前に取得したものの取得費については、選択により、平成13年10月1日における価額の80%相当額とすることができる。

II. 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例

1. 暫定税率の特例の創設

平成15年から平成17年までの間に1年超保有の上場株式等を譲渡した場合の税率を、上記（15%）にかかわらず、7%（個人住民税含め10%）とする。

（注）暫定税率の適用がある場合には、新規公開株式に係る課税の特例の適用を停止する。

2. 100万円特別控除の特例の延長

長期（1年超）保有上場特定株式等の譲渡所得に係る100万円特別控除の特例について、その適用期限を平成17年12月31日まで延長する。

Ⅲ. 緊急投資優遇措置

個人が、改正規定の施行の日以後平成14年末までの間に購入した上場株式等を、平成17年から平成19年までの3年間に譲渡した場合において、その購入額の合計額が1,000万円に達するまでのものに係る譲渡益については、一定の要件の下、非課税とする。

◆現行金利一覧

(13年11月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.10	13. 9. 19	(0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28	(1.500)
長期プライムレート	1.65	13. 11. 9	(1.70)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(13年11月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<11月債> <u>1.296</u>	<10月債> 1.332
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>100.92</u>	100.60
政府短期証券	応募者利回り (%)	(13年11月12日発行分～) <u>0.0117</u>	(13年11月5日発行分～) 0.0138
	発行価格 (円)	<u>99.9970</u>	99.9965
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<11月債> <u>1.385</u>	<10月債> 1.457
	表面利率 (%)	<u>1.3</u>	1.4
	発行価格 (円)	<u>99.25</u>	99.50
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<11月債> <u>1.391</u>	<10月債> 1.466
	表面利率 (%)	<u>1.3</u>	1.4
	発行価格 (円)	<u>99.20</u>	99.42
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<11月債> <u>0.750</u>	<10月債> 0.800
	表面利率 (%)	<u>0.75</u>	0.80
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<11月後半債> 0.100	<11月前半債> 0.100
	同税引後 (%)	0.090	0.090
	割引率 (%)	0.09	0.09
	発行価格 (円)	99.90	<u>99.90</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆バーゼル銀行監督委員会、「銀行の顧客確認」に関するガイダンスを公表

バーゼル銀行監督委員会は、10月4日、「銀行の顧客確認」に関するガイダンス（原題：Customer Due Diligence for Banks）を公表した（プレス・リリースの仮訳は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載）。